

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 最終的な調整結果

管理番号	82	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	05_教育・文化

提案事項(事項名)

社会教育調査(オンライン)における回答様式を見直した上で、調査票の審査整理に関する都道府県及び市町村経由事務の廃止

提案団体

岡山県、秋田県、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的な内容

社会教育調査(統計法(平成 19 年法律第 53 号)第2条第4項に基づく基幹統計調査)について、オンラインで回答する際の様式を見直した上で、都道府県教育委員会と市町村教育委員会を経由する審査整理に関する事務を見直すこと。

具体的な支障事例

- ・社会教育調査においては、紙調査票による回答と政府統計オンライン調査総合窓口を利用したオンラインでの回答が可能となっている。
- ・令和6年度の調査において、国からオンラインでの回答が推奨されていたこともあり、県内でもオンラインでの回答を調査対象施設等にお願いしていた。
- ・しかし、オンラインでの回答様式が非常に使いにくく、不便であった。例えば、オンラインでの回答様式は、紙調査票をそのままデータに落とし込んだ形になっており、横への移動を基本とした回答様式となっていた。
- ・また、回答不要な項目も、入力はできないようにしてあるが表示されており、回答すべき項目を見つけることが手間であった。特に、民間体育施設においては、回答すべき項目が少ないとおり、回答不要な項目が表示されることによる不便さが大きく生じていた。そして、ある社会教育施設からはオンライン回答が非常にわかりにくく、この形式のまま次回も調査をするなら協力はできないとの厳しい意見をいただくなど、自治体から調査の回答を依頼する上で支障が生じた。
- ・近年のオンライン調査における回答様式は、大項目ごとに縦方向に回答項目が表示がされて、基本的には縦方向の移動のみで回答ができる形式である。例えば、同じく基幹統計調査である学校基本調査のオンライン回答様式もここ数年で見直しがされているところである。社会教育調査においても同様にオンライン回答様式の見直しを行い、調査回答者が分かりやすく簡単に回答できる方法への変更を検討いただきたい。
- ・当県では、令和6年度において、全施設の回答件数が 1,212 件のうち、紙回答が 0.7%(8 件)、オンライン回答が 99.3%(1,204 件)となっており、社会教育調査要綱における取集の系統において、「文部科学省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された時をもって、調査票の取集の系統に従い、文部科学大臣又は都道府県教育委員会に提出されたものとみなす」とされているところ、基本的に都道府県教育委員会及び市町村教育委員会で審査整理する必要がない。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

- ・市町村教育委員会を通して、社会教育施設から「オンラインでの回答が非常にわかりにくい。ネット上で縦横に移動する必要があるのは手間である。この形式のまま次回も調査をするなら協力はできない。」との要望をいただいた。

- ・民間体育施設から「本来、回答すべき項目は少ないはずなのに、回答する必要が無い項目も表示されるので入力する時に焦ってしまった。」との意見をいただいた。
- ・その他、自治体から回答者に回答方法を説明するにあたり「次にどの項目に回答すればよいかわからない。」や「回答欄が分かりづらいので、既定の時間内に回答ができずタイムアウトしてやり直しになった。」などの意見をいただいた。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

都道府県及び市町村教育委員会、公立と私立の社会教育施設、民間体育施設における調査事務の効率化

根拠法令等

統計法、統計法施行令、社会教育調査規則

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、渋川市、さいたま市、越谷市、新潟市、長野県、津島市、滋賀県、兵庫県、高松市、熊本市、阿蘇市、宮崎県、沖縄県

○民間社会教育施設等の調査依頼を直接施設へ出向き説明し、回答してもらうなどの時間と労力を費やしている。回答様式が分かりにくい。

○社会教育調査においては、行政が回答するだけにとどまらず、民間体育施設も調査対象となることになり、その施設の代表者が紙媒体での回答またはオンラインでの回答を行う必要がある。誰もがわかりやすい入力方式へと変更されるのであれば、改正への必要がある。令和6年度は3年に1回の調査対象の年であったが、文部科学省のシステムで回答データが文字化けしたり、URLの掲載期限が過ぎてアクセスできない、調査票データ一覧作成ツールというシステムも不具合が生じ配布できないといった状況があったので、オンラインで回答する様式以外にも入力のシステム全体が使いづらいという印象であった。この提案は、令和9年の同調査に向けて改善を要求すればよいと考える。改正について賛成。

○民間体育施設の回答回収率が低い状況であり、不便なオンライン回答様式もその要因の1つとして考えられるため、見直しを求める。

各府省からの第1次回答

・オンライン調査における電子調査票のユーザビリティの向上は、回答者負担軽減及び回収率向上のために必要な事項であり、ご指摘の内容を踏まえ、令和9年度実施予定の本調査に向けて、以下の改修を検討する。

①原則すべての調査票において縦方向のみの移動とすること。

※例 体育施設調査票は、「9 施設・設備の状況」の(1)～(3)を縦方向に回答した後、「10 ボランティア活動状況」を回答するには横方向に移動する作りとなっている。

②設置者区分等に応じて回答不要となる調査項目については、回答欄をグレーアウトするのではなく、調査項目ごと非表示とすること。

③タイムアウトについては政府統計共同利用システム側の仕様のため、調査実施機関において制御することはできないが、タイムアウトの10分前にアラートを出すようにすること。

・経由機関が行う事務について、オンライン調査システムによる回答においても都道府県教育委員会又は市町村教育委員会の調査票の審査・整理が必要であることは、社会教育調査要綱に以下のように示されている。本調査結果の信頼性を担保するためには、経由機関が行う回答データの審査・整理は必要であると考えており、引き続き本調査に係る事務についてご理解・ご協力願いたい。

※社会教育調査要綱＜抜粋＞

第6(2)ウ 市町村教育委員会は、報告義務者から提出された調査票を審査・整理し、【中略】都道府県教育委員会に提出する。

第6(2)エ 都道府県教育委員会は、報告義務者及び市町村教育委員会から提出された調査票を審査・整理し、【中略】文部科学大臣に提出する。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

前向きなご回答に感謝する。しっかりと進めていただきたい。

については、第1次回答で示されたユーザビリティ向上のための検討内容が令和9年度調査から実現可能であること、又は計画的な改修スケジュールを早期に示していただくとともに、調査対象施設等の更なる事務負担軽減の実現に向け検討願いたい。

なお、調査結果の信頼性を担保するため経由機関が行う回答データの審査・整理は必要とのことであるが、対象施設の回答について、経由機関が把握している情報だけでは真実性を確認できない場合が多いと思われ、必ずしも信頼性の担保にはつながらないと考えている。そのほとんどがオンライン回答となっている実態に即して、都道府県及び市町村経由事務が廃止されるよう社会教育調査要綱の整理、見直しについても改めて検討願いたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

各種申請・調査等の行政手続における地方公共団体の経由事務については、手続のオンライン化等も踏まえ、国・地方全体で見た事務の効率化及び住民サービスの向上を図る観点から、地方公共団体への情報共有にも配慮した上で、特に積極的な見直しを求める。

各府省からの第2次回答

電子調査票の改修に当たっては、令和9年度に行う次回調査の調査項目を反映させるため、統計委員会への諮問等を経た後、令和8年度中に改修を実施する。改修に当たっては、ご指摘いただいたレイアウトに関する点の他、エラーチェックの見直しを図り、より被調査者及び経由機関の負担軽減に資するよう、検討してまいる。

なお、社会教育統計は、全国的のみならず地域的な社会教育行政の企画立案や実施の上でも特に重要な統計であることから、統計データの信頼性を担保するためには、疑義のある回答データに対する審査・整理は、紙調査票か電子調査票かに関わらず欠かすことができない(※)。一方で、本調査は約8万施設を対象に行われる被調査者の数が非常に多い統計調査である。このような調査にあっては、国の担当職員だけで、限られた期間内に審査・整理を円滑に終えることはできないことから、審査事務についても地方公共団体と協働して処理を行っていることを、何卒ご理解賜りたい。

※オンライン調査におけるエラーチェックや入力制限をどれだけ増やし、被調査者に一般的な傾向との乖離等について確認を求めたとしても、回答の妥当性やエラーを残した理由については必ず審査が必要となる。令和6年度調査実績では、オンライン調査システムにおけるエラーを残した理由、文部科学省統計システムにおけるエラー件数などは、合計すると約 96 万件にも上ることから、これらを国の担当職員だけで対応することは不可能である。

また、本調査の実施にあたっては、審査事務にかかる会計年度任用職員の人事費などが必要であれば、予算の範囲内で委託費として交付することが可能であるため、検討いただきたい。

令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

4【文部科学省】

(19)統計法(平19法53)

(ii)社会教育調査については、調査の対象となる施設及び地方公共団体の事務負担を軽減するため、以下のとおりとする。

・令和9年度に実施予定の次回調査に向けて、政府統計オンライン調査システムにおける回答様式及び機能の改善を行い、調査の対象となる施設及び地方公共団体に令和9年度の調査開始までに通知する。

・都道府県及び市町村教育委員会を経由する審査・整理に関する事務の在り方について検討し、令和10年内に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。